

12-18

総学庶第582号  
昭和58年5月28日

日本学術会議会長  
塙田裕三

自然および文化財保護のための「国民信託制度」  
の実現について（申入れ）

標記について、日本学術会議第89回総会の議決に基づき、  
下記のとおり申し入れます。

記

日本経済の「高度成長」に伴い、無計画な開発による自然破壊が行われ、文化財（埋蔵文化財を含む）の破壊も進行しつつあり、それによって国民の心身の健康破壊や文化継承の面の断絶等の起る可能性について各方面で憂慮され様々な対策が求められている。その対策の一つとして、すでに1895年イギリスにおいて組織され、現在目覚しい活動を行っている、「史的名勝・自然的景勝のためのナショナルトラスト」（National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty）

の如き機能を有する組織を我が国においても推進したいという気運が次第に高まり、環境庁においても、その検討のための有識者による懇談会が持たれている。

イギリスのナショナルトラストは既に一世紀におよぶ歴史を有しているが、国情も異なるので、そのままこれを日本で実現することは出来ないであろう。しかし同制度の優れた諸点は可及的に取り入れるよう努力が払われることが望ましい。

貴重な自然や文化財を守ることは、その地域の人々、あるいは、それらに直接関係のある人々だけの責任とすべきでなく、広く日本国民全体の責任で守らなければならない。

日本学術会議においても、早くから自然保護や文化財保存の重要性を認識しつつ、他面生命健康との関連、開発とのかかわり等を学際的多角的に論議して来た。殊に第9期以降は、このような制度の実現および推進に関連して、現行法の活用、税制優遇の問題、行政管理の在り方、あるいは指定対象の学術的判定等について検討を続けて来た。その検討の上に立って制度の実現推進について政府が格段の努力を払われるよう申し入れる。

なお、この制度実現の場合、取りあえず次の諸点に留意されたい。

- 1) 民間の創意工夫が十分に尊重されるべきで、行政主導型になるべきではない。それと共に対象の選択、運営に際しては学術的協力が必要である。
- 2) このような措置を進めて行くに際しては、既存の法律を可能な限り活用すべきであるが、民間の諸活動を容易なら

しめるための法的措置、資産取得の便宜等につき必要な場合は新らしい法的措置を考慮すべきである。

- 3) このような制度はさまざまな対象を取り扱うことになるので、制度の所管がある特定の省庁であるための不便、摩擦を起さぬよう配慮すべきであるが、このことは責任ある省庁の権限を抑制することではない。責任の所在を明らかにしつつ同時に従来の行政の縦割りによる欠点を可及的に避けるよう努めなければならない。
- 4) 新らしい法的措置をとるに際し、その運用が出来るだけ弾力性をもって行われ、又実施の上は、その経験を踏まえて逐次改良が加えられるよう配慮されねばならない。
- 5) このような制度が実施されるに際しては、地元の住民の生活や、資産の所有者に不利益をもたらしたり、犠牲を強いてはならず、その点特に留意しなければならない。

以上

(別添 説明資料)

本信送付先

内閣総理大臣

環境庁長官

本信写送付先

大藏大臣，文部大臣  
厚生大臣，農林水産大臣  
通商産業大臣，運輸大臣  
労働大臣，建設大臣  
自治大臣，行政管理庁長官  
科学技術庁長官，国土庁長官  
文化庁長官

## 説 明

わが国の自然を保護し、文化の伝統を正しく伝えるための文化財を守ることについては、日本学術会議は早くから関心を払い、必要な時点で夫々対応する勧告を行つて來た。（別紙参照）

文化財保護、又、自然保護については、上記の如く、いくつかの勧告要望が行われ、今後も必要に応じて勧告・要望を行つて行く所存であるが、ここに提案している「自然および文化財保護のための国民信託制度」の問題は、従来のものといしさか異質であり、特に独立した申し入れが必要と考えられる。自然および文化財の保護については、政府においても日本学術会議の勧告などに基づいて様々な施策を進めて來たが、現在のわが国情勢の下では、それのみでは、自然・文化財の破壊を防ぐには必ずしも十分ではなく、各方面でそれに対応する活発な活動が起つてゐる。

その一つとして、イギリスで1895年以降進めて來たナル・トラストの如き制度の導入が、自然および文化財の保護にとって有効であろうとする考え方が、1960年代から識者の間で取り上げられ、鎌倉市の環境保全のための処置などに具体的に現れているが、近年、いろいろな面で具体的な活動が進められるようになった。（北海道斜里町100平方メートル運動、和歌山県天神崎自然観察地区買収・なぎさ買収計画、町並保存計画その他）ただこの問題は、根本的には、わが国における、土地所有の問題、私有財産についての考え方等と関連して

居り、イギリスの制度をそのまま取り入れることは困難である。一方、現存する諸法律、特に税制の適用などについても、なお種々の可能性があると考えられ、日本学術会議としてもしばしば専門家のヒヤリングを行い、検討を続けて来た。

そもそもイギリスのナショナル・トラストは、1895年の発足後10年余りを経て、一度ナショナル・トラストが取得した、自然および文化財は「絶対に他に譲ることができない」という法律が制定され、その後更に20年余り経過した時点で、イギリスの旧領主館（マナー）などの相続に伴う税制改革に伴い、ナショナル・トラストにその財産が譲られた場合相続税が免除される法律が制定され、これらがナショナル・トラスト発展の基礎となった。現在イギリスのナショナル・トラストは、1,000,000人以上の会員をもち、年間10ポンド程度の会費によって運営され、旧領主館等文化財の購入のみではなく、例えば、海岸線の購入など行って自然を保護している。このイギリスの制度は、そのままではわが国で適用できない面が多い。しかし部分的には、上記したように地方自治体や民間団体などが、困難な情勢の下で、前記ナショナル・トラストの考え方を生かす活動が続けられている。

このような情勢の中で、マス・コミュニケーションにおいても、この問題が取り上げられるようになり、政府もその検討を開始している。この推進については、いろいろ問題があり、種々の面で学問的な協力も必要であり、日本学術会議として、現時点で特に配意すべき諸事項を政府に申し入れ、今後政府、マス・

コミュニケーション、具体的活動を進めている諸組織とも連絡をとりつつ正しい方向への発展に協力しようとするものである。

別 紙

日本学術会議における環境問題に関する勧告等一覧

期	年 月 日	総 会	勧告等	
6	1964	41回	勧 告	文化財保護について
	1965. 10	44回	"	自然保護について
8	1969. 10.24 (11. 1)	55回	"	屋久島の自然保護について
	1970. (4.24 5. 1)	56回	"	埋蔵文化財の保護について
	1971. 10.22 (11. 9)	59回	"	自然保護法の制定について
9	1972. 10.27 (11. 13)	62回	"	沖縄県の自然保護と文化遺産の保護について
	1973. 10.25 (11. 15)	64回	"	文化財保護法について
10	1975. 10.24 (11. 10)	69回	要 望	野生動物の保護について